

佐世保工業高等専門学校学生相談室規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(目的)

第2条 相談室は、本校学生の相談に応じ、問題解決に必要な助言及び指導を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 就学に関する助言及び指導
- 二 精神衛生に関する助言及び指導
- 三 健康に関する助言及び指導
- 四 その他個人的問題に関する助言及び指導
- 五 相談活動に関する調査研究
- 六 その他学生相談に関する必要な業務

(組織)

第4条 相談室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 相談室長（以下「室長」という。）
- 二 副相談室長（以下「副室長」という。）
- 三 相談員

(室長)

第5条 室長は、本校の教授及び准教授の中から校長が選任する。

- 2 室長は、相談室を統括する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第5条の2 副室長は、本校専任教員の中から室長の推薦により校長が命ずる。

- 2 副室長は、室長を補佐し、相談室の業務に従事する。
- 3 副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 副室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第6条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 各学科長及び基幹教育科長

二 学生課所属の看護師

三 その他校長が必要と認めた教職員

2 相談員は第3条に掲げる業務を処理する。

3 第1項第3号の相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 削除

5 校長は、必要に応じて、本校職員以外の者を相談員として委嘱することができる。

(秘密の保持)

第7条 相談室の職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(運営委員会)

第8条 相談室に、相談室の運営等に関する必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校学生相談室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 室長

二 副室長

三 特別支援教育コーディネーター

四 相談員

五 学生課長

六 その他室長が必要と認めた者

(委員長)

第10条 委員会の委員長は、室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第13条 相談室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。